

えちご・ものづくりダイバーシティ・コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「えちご・ものづくりダイバーシティ・コンソーシアム（英文名：EchigoManufacturing Industry Consortium for Diversity、以下「コンソーシアム」という。）」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、新潟県内の工業、工学・デザイン系及び流通など関連業界において、多様な属性をもつ構成員が能力を発揮し生き活きと働けるダイバーシティ職場環境を実現し波及させること及び人材育成を図ることにより、労働力を確保し、産業を活性化させることを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前項の目的を達成するため、次の事業を実施するための準備及び、次の事業を行う。

- (1) ダイバーシティ職場環境の実現・波及及び、人材育成のために必要な事業
- (2) ダイバーシティ職場環境の実現・波及及び、人材育成の促進に必要な取組の検討、推進、情報の収集及び発信、普及並びに啓発
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第4条 コンソーシアムは、役員として、代表1名、副代表若干名を置く。

(代表及び副代表)

第5条 代表は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表不在時にはその会務を代行する。

3 代表及び副代表は、コンソーシアム設立時を除き、総会の決議により決定する。

(任期)

第6条 役員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第7条 役員はいずれも無報酬とする。

第3章 会員

(会員)

第8条 コンソーシアムの会員は、コンソーシアムの目的並びに事業に賛同する法人又はその他の団体、個人事業主とする。

(入会)

第9条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を代表に提出し、役員による承認を得るものとする。

(退会)

第10条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては代表に届け出なければならない。

2 会員が解散したときは、退会したものとみなす。ただし、会員である法人が、吸収、合併等による事由で解散する場合において会員が望む場合は、その権利及び義務は新法人に継承される。

3 代表は、本規約を遵守しないとき、コンソーシアムの名誉若しくは信頼を棄損する行為があったとき又は次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

一 会員（個人又は法人その他の団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は会員の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 会員の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 会員の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 会員の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第4章 組織

(総会)

第11条 コンソーシアムは、その運営に関する意思決定機関として総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成し、年1回程度開催するほか、代表が必要と認めた時に開催することとし、必要に応じて、書面、リモート会議システム又は電子メールによる開

催とすることができる。

- 3 総会は、コンソーシアムの事業、並びに運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、会員の3分の1の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、代表の決するところによる。
- 6 総会は、代表が招集し、議長を務める。

（運営委員会）

第12条 コンソーシアムは、執行機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、代表が指名する運営委員により構成される。
- 3 運営委員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員は、自らの任期中においては、代表が承認した場合のみ他の者に運営委員の職を譲ることができる。ただし、新たに任命される委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会は、コンソーシアム全体の事業、次条に定めるワーキング・グループの設置等コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 6 運営委員会は、必要に応じて書面、リモート会議システム又は電子メールにより開催することができる。
- 7 運営委員会は、委員の3分の1の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 8 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 議長は、必要があると認めるときは、運営委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第13条 コンソーシアムに事務局を置き、コンソーシアムの運営に必要な事務を行う。

第5章 補則

（規約の変更）

第14条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

（解散）

第15条 コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。

（その他）

第16条 この規約に定めるもののほかコンソーシアムの運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

- 1 この規約は、コンソーシアムの設立日である令和7年3月25日から施行する。
- 2 コンソーシアムの設立時における代表は、国立大学法人長岡技術科学大学に事務局を置く期間においては、国立大学法人長岡技術科学大学長をもって充てる。
- 3 コンソーシアム事務局は国立大学法人長岡技術科学大学から移行することができる。
- 4 コンソーシアムの設立時における運営委員は、代表が指名する。